

袋井市立浅羽南小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

この袋井市立浅羽南小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、静岡県いじめ防止基本方針（改定 平成30年3月）（以下「県の基本方針」という。）に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条）

(2) いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つ。

「いじめは、どの子にも、どこでも起こりうるもの」という認識をもち、教育活動全体を通じて「いじめは、絶対に許されない」ということへの理解を促していく。そして、児童が安心して学校生活を送り、一人一人の個性や能力が十分に伸びていくことができるような学校づくりに努めていく。また、いじめの未然防止及び早期発見のために、学校・家庭・地域・専門家等と連携して対応する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 学級集団づくり

人間関係づくりプログラムを活用して、ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、Q-U検査の結果を生かしたりして、児童の実態や学級集団の状況を的確に把握し、望ましい人間関係づくりに努める。

(2) わかる授業づくり

児童一人一人の「わかる」を大切にしたい授業を行うと共に、基礎・基本事項を習得させ、どの子も参加・活躍できる授業を行っていく。

(3) 魅力ある学校づくり

ルールを自発的に守ろうとする気持ちを高めるためには、他者と集団との関わりの中で沸き上がる自分への肯定的な感情である「自己有用感」を高めることが大切である。そこで、児童が人の役に立ち認められたという経験ができる場を数多く設定し「自己有用感」を高めさせる。

(4) 人権教育、道徳教育の充実

全ての教育活動において、人権尊重の精神や思いやりの心を育てると共に、道徳の授業を通して、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、授業実践を行う。

(5) 児童会活動の充実

挨拶の大切さを中心にした活動を行うことで児童同士の間関係づくりの第一歩とする。また、委員会活動を充実させることで、児童一人一人の居場所づくりにつなげる。さらに、ペア活動を通して、協力したり協調したりすることを学び、人と関わる力を高めさせる。

(6) 体験活動の充実

児童が、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、自然や生命に対する畏敬の念や感動する心を体得させる。

(7) 保護者への啓発、関係機関との連携

P T Aの会合や懇談会等で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供したり意見交換をしたりする。また、学校・学年だより等による広報活動で、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

3 いじめの早期発見のための取組

(1) 日々の観察

教員が児童たちと共に過ごす機会を積極的に設け、休み時間や昼休み等の児童の様子に目を配る。また、朝や授業中、給食準備中などの声や表情の観察を通して、児童の心の状態を把握し、いじめの発見に努める。

(2) いじめ調査の実施

「3(1)日々の観察」の見落としをカバーするために、「心のアンケート」を各学期1回実施する。結果をもとに児童から直接話を聞き、一人一人の思いをくみ取る。

(3) 教育相談の実施

日常生活の中で、児童が気軽に相談できる環境をつくと共に、保護者に対して、希望面談日を設けて児童の様子をつかみ信頼関係を築く。

(4) 人間関係づくりプログラムやQ-U検査の実施

年度当初の人間関係づくりプログラムを確実に実施する。また、春と秋の2回、3年生以上にQ-U検査を実施し、学級集団の様子をつかむと共に個々の児童の変容を見取る。

4 いじめの早期対応のための取組

(1) 正確な実態の把握

当事者や周りの児童から聞き取りを行い、情報を収集し記録する。そして、関係教職員と情報を共有し正確に把握する。また、全体像を把握するように心掛ける。

(2) 指導体制や方針の決定

問題を把握したら、ケース会議等を開き、教職員全員で共通理解を図り、指導体制を整える。そして、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。

(3) 児童への指導・支援

いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。また、いじめた児童に対しては相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を行うと共に、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。

(4) 保護者との連携

いじめの解消のための具体的な対策について早期に丁寧に説明し、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。

5 いじめ防止等のための校内組織

(1) いじめ対策委員会

① 目的

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ対策委員会を設置し、方針に基づく取組の進捗状況を確認したり定期的に検証したりする。

② 構成員

<校内> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、関係職員
<校外> スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、
スクールカウンセラー、家庭児童相談所、子ども支援室 等

③ 開催

いじめ事案発生等の緊急時に必要に応じて開催する。

(2) 生徒指導全体会

① 目的

児童の様子について情報交換をし、児童理解を深めると共に多面的に児童を捉える。また、教育目標や重点目標にせまる指導状況、今後の指導について協議し、指導の充実を図る。

② 構成員

<校内> 全職員
<校外> 必要に応じて
スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、
スクールカウンセラー、家庭児童相談所、子ども支援室 等

③ 開催

年1回開催する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

③ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

① 学校が当該事案を重大事態と判断した場合には、速やかに市教委へ報告する。

② 市教委と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を把握するための調査を実施すると共に、関係諸機関との連携を適切にとる。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。